

地方行政委員會議録第二十三号

昭和二十七年四月一日(火曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事大泉 寛三君 理事野村孝太郎君

理事床次 徳二君 理事門司 亮君

川本 末治君 橋 直治君

前尾繁三郎君 吉田吉太郎君

藤田 義光君 大矢 省三君

立花 敏男君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

總理府事務官 鈴木 俊一君

官(地方自治行政次長)

總理府事務官 奥野 誠亮君

地方自治行政次長

委員外の出席者

總理府事務官 柴田 護君

員(地方財政委員事務局局長)

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

四月一日

委員小玉治行君、佐藤親弘君及び八

百板正君辭任につき、その補欠とし

て首藤新八君、三浦寅之助君及び上

林與市郎君が議長の名で委員に選

任された。

三月三十一日

地方公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四二号)の審査を本

委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七四号)

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二二号)

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二二三号)

地方公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四二号)

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

昨三十一日本委員会に付託されまし

た地方公務員法の一部を改正する法律

案、内閣提出第一四二号を議題といた

します。政府より提案理由の説明を聴

取いたします。岡野國務大臣。

地方公務員法の一部を改正する法

律案

地方公務員法の一部を改正する

法律

地方公務員法(昭和二十五年法律

第二百六十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第三項第三号中「参考」の

下に「調査員、嘱託員を加える。

第七条第二項及び第三項を次のよ

うに改める。

2 地方自治法第五十五条第二項

の市以外の市で人口(官報で公示

された最近の國勢調査又はこれに

準ずる人口調査の結果による人口

をいう。以下同じ。十五万以上の

ものは、条例で人事委員会又は公

平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村、特

別区及び地方公共団体の組合は、

条例で公平委員会を置くものとす

る。

第七条に次の一項を加える。

4 公平委員会を置く地方公共団体

は、議会の議決を経て定める規約

により、公平委員会を置く他の地

方公共団体と共同して公平委員会

を置き、又は当該都道府県の人事

委員会に委託して第八条第二項に

規定する公平委員会の事務を処理

させることができる。

第九条第九項を次のように改め

る。

9 委員は、地方公共団体の議会の

議員及び当該地方公共団体の地方

公務員(第七条第四項の規定によ

り公平委員会の事務の処理の委託

を受けた都道府県の人事委員会の

委員については、当該都道府県に

公平委員会の事務の処理を委託し

た地方公共団体の地方公務員を含

む)の職を兼ねることができな

い。

第九条第十項を削り、同条第十一

項を同条第十項とし、同条第十二

項を同条第十一項とし、同条の次に

の一項を加える。

12 第三十条から第三十八条までの

規定は、常勤の人事委員会の委員

の服務に、第三十条から第三十四

条まで、第三十六条及び第三十七

条の規定は、非常勤の人事委員会

の委員及び公平委員会の委員の服

務に準用する。

第十二条第二項中「委員長」を「委

員」に改め、同条第五項中「第一項

を「第一項及び第四項」に改め、同

条第七項及び第八項中「及び第四項

を「第四項及び第五項」に改め、同

条第四項を同条第五項とし、以下一

項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に

次の一項を加える。

4 第七条第二項の規定により人事

委員会を置く地方公共団体は、第

一項の規定にかかわらず、事務局

を置かないで事務職員を置くこと

ができる。

第四十五条に次の三項を加える。

2 公務上の災害の認定、療養の方

法、補償金額の決定その他補償の

実施に關して異議のある者は、当

該都道府県の人事委員会に対し、

人事委員会規則で定めるところに

より、審査の請求をすることがで

きる。

3 前項の請求があつたときは、人

事委員会は、直ちにこれを審査し

て裁定を行い、これを本人及び当

局に通知しなければならない。

4 第二項の規定による審査の請求

は、時効の中断に關しては、裁判

上の請求とみなす。

附則第一項中「一年六月」を「二

年」に、「二年」を「二年六月」に改

める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 改正後の地方公務員法第七条第

三項の規定により公平委員会を置

くものとされた地方公共団体がこ

の法律施行の際現に置いている人

事委員会は、この法律施行の日か

ら六月以内に限り、存続させるこ

とができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体

においては、地方公務員法第十五

条及び第十七条から第二十二條ま

での規定が施行されるまでの間に

おいても、人事委員会は、任命権

者の委託を受け、職員の採用試験

を行うことができる。

4 前項の採用試験の実施に關し必

要な事項は、地方公務員法第十五

条の規定の精神に則り、人事委員

会規則で定める。

○岡野國務大臣 地方公務員法の一部

を改正する法律案につきまして、提案

の理由及び内容の概略を御説明申し上

げます。

地方公務員法は、一昨年十二月第九

国会において成立し、昨年二月から施

行されているのでありますが、このた

び地方行政簡素化の趣旨にのっとり、

また同法の実施状況等にかんがみ、こ

れに所要の改正を加えることとし、本

法案を提出いたしましたのであります。

次に本法案の内容につき、その概略

を御説明申し上げます。本法案におき

ましては、まず地方行政簡素化の趣旨

にのっとり、第一に、現在

五大市以外の市は、人事委員会を置く

ことができることになっておりますの

を改め、人口十五万未満の市は、人事委員会を置かないで公平委員会を置くこととしたしております。第二に、公平委員会の事務については、これを都道府県の人事委員会に委託して処理する道を新たに開くこととしたしております。第三に、現在人事委員会には必ず事務局を置くこととなつておりますのを改め、五大市以外の市で人口十五万以上のものが置く人事委員会につきましては、事務局は任意設置としたしております。第四に、人事委員会及び公平委員会の委員の兼職禁止を緩和すること等といたしております。次に地方公務員法の実施状況等にかんがみ、任用及び職階制に関する規定の施行を、さらに六箇月間延長するとともに、公務災害補償の審査に関する規定を整備することといたしております。

以上本法案を提出した理由及び内容の概略を申し述べたのでありますが、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○金光委員長 それでは本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○金光委員長 次に前会に引続き、地方税法の一部を改正する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑を続行いたします。門司君。

○門司委員 地方税法について少し聞いておきたいと思いますが、この前大臣に大体お聞きをいたしましたので、地方税法については、あと逐条のときに、もう少し聞きたいことがあるのでありますが、一つお聞きをしておきたいと思ひますことは、大臣のこの

前の答弁で大体政府の意図もわかりましたし、それから同時に地方税法に関する問題は、少し根本的に改革する必要があると思ひますので、この機会に聞いておきたいと思ひますことは、例の地方税の次に改正されようとする政府の意図も大体わかつておるのでありますが、従来から考えられておりました道府県税と、それから市町村税との関係であります。農山村県と言われております地方の県は、県税が非常に少いことのために、特別のいわゆる法定外の独立税が相当多いのでありまして、そうしてこれがほとんど全部といつていいほど農村の課税になつておるといふことであります。それで税種目から申し上げますと、すでに御存じのように牛あるいは馬に税金をかけるというようなことが大部分を占めております。それから場合によつては立木の伐採に対して、税金をかける、あるいは竹材に対して税金をかける。ほとんど都道府県の法定外独立税というものは、農村に限られた形を持つて来ると私は思ひますが、これは先ほど申しましたように、市町村税と都道府県税との税種目の今日の関係が、そういうものを自然的になしておると思ひます。従つて当局はこの次に考えられておられます税制改革の中で、都道府県税と市町村税との調整を何らかの形で行われるような意図があるかどうか、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。都道府県税と市町村税を、今後改正の機会に何か調整をするような方策を考えておるか。私は都道府県税といふのは、特に農山村におきまして税金は

少いのでありますから、この点においては相当、いろいろ考えなければならぬと思つております。今具體的の構想は持つておりません。しかしながらこれはもう一つ大きな問題といたしまして行政制度調査会をつくりまして、そして都道府県と市町村との間の仕事並びにいろいろもう少し広汎なことも考へてみて、それによつて税制を整理してみたいと考えております。まだ何ら具體的な案を持つておりません。

○門司委員 自治庁に何ら具體的な案がないとすると、実は農村課税が非常に重大視されておまして、御存じのように、今都道府県税のかけておられます例の法定外の独立税の対象になつております。先ほどから申し上げておりますようなものは、所得税の中にもやはりこういうものが基準になつて、一応農村にかけられておられます。牛が一匹いれば、かけるとか、あるいははなはだしいのは鶏の収益にまで、かけられておるのであります。所得税の対象になつておられて、さらにそれが独立税の対象になつてまたかけられておる。従つて農村の課税というものは、非常に重複された、加重されたものが行われておるのであります。今日の農村の経済状況から見ますと、一方に所得税の対象として、収益があるというやうな形で税金をかける。さらにその次に地方税として、財産税的な性格を持つた特別税が課せられておるといふやうなことになるのであります。特に農山村だけそういうものが加重された形になつておられますので、できるだけそういう特別税については整理して行きたい。それにはどうしても、やはり両方の調整をはかつていただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、最近、これは確實に行われておるわけではありませんが、農村地帯の都道府県と、あるいはかけられるかもしれないと考えられておられます例の昔の反別割のような、いわゆる耕作地に対してある程度の税金をかけたかどうかという意向があるように、われわれは聞いておるのであります。固定資産税がかけられて、その上にまたこういう特別税がかけられるということになつて参りますと、農村はいよいよ収益に沿わない過重な税金がかけられるようになつて参りますので、これらのものも出して参りました場合に、当局は一体これを許可されるやうな——これは財政委員会の問題だと思ひますが——御意図があるかどうかということ、これはこの前石川県の問題の、例の道路損傷負担金という税金をとるといふやうなことが考えられておられますが、これと同じやうなものが次に出来て来ると思ひますので、そういう場合に対して、あらかじめ大臣の御意図を、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御承知の通りに、今都道府県では税金が足りませんので、法定外普通税というものをたくさんつくつておまして、御説のように、家畜税とか牛馬税とか何とかいうやうにたしましては、そういうやうな法定外普通税というものを、これをほんとうの税目にするという方向よりは、むしろそういうことをしないようにして、何とか調整して行きたい、こういう方針で臨んでおります。

それからお反別割とかいうやうなものも例におおげになりましたが、二重課税になつたりするやうなことは、これは当然避けて行くべきものだ、こう考へております。ただ果樹税といふやうな問題は、あるいは考慮の中に入れてもいいものじやないかと考へております。まだ十分な検討を加えておられませんから、はつきりしたことは申し上げられませんが、そういう方針でやつて行こうと思つております。

○金光委員長 次に地方財政法の一部を改正する法律案の逐条説明をお願いしたいと思ひます。奥野政府委員。

○奥野政府委員 便宜新旧対照表で御説明いたしたいと思ひます。

制当寄付金の廃止に關する第四條第三項を削りまして、新たに第四條の二として一條を設けたわけでありま

す。この結果制当寄付金の禁止に關する問題が、国に對しても義務づけられることになるわけでありまして、さらにその四行目に、直接である間接であるを問はず、そういうやうな行為はいけな

いと書いてあります。外郭団体等をつくりまして、外郭団体等の行為としてやります場合も、禁止するものであることを明らかにしたわけでありま

す。すなわち国と地方の間には、地方の優先機関、裁判所關係のものを含んでおるわけでありま

すが、これらは「地方公共団体又はその住民に對し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に對し」府県から市町村に寄附の割當の行われる場合を想定して

あるわけでありま

す。直接である間接であるを問はず、寄附金（これに相當する物品等を含む。）で、たとえ住宅を建てて寄附して

もらう

第九條以下は、国と地方団体との間の経費の負担区分に関する規定を改めたものでありますが、従来は事務の性質によりまして、その事務が主として地方団体の利害に係ります場合には、地方団体が経費を負担し、主として国の利害に係ります場合には、その経費は国が負担し、中間的な性格のものにつきましては、折半して負担するというような趣旨で規定しておたわけであります。今回改正いたそうとしますものは、これらの事務の性質にかんじによりませんで、地方団体が行うということになっている以上は、全額地方団体が負担する。そのかわり、それらに必要な経費は、地方税なり、地方財政平衡交付金なりによつて、全額保障されるような制度を別途とつてゐるわけであります。このような原則を押して立てることによりまして、事務が地方住民の意思によりまして民主的に行われて行きますことを確保して参りたいと考えてゐるわけであります。

なほその控押の中で、地方自治法第五十三條第二項及び第三項の規定により都道府県知事が市町村長に委任した事務及び都道府県知事が市町村の職員

二項、三項は、これらの關係から判断することになるわけであります。

次に第十條は、「地方公共団体又は地方公共団体の機關が法令に基いて実施しなければならぬ事務であつて、同と地方公共団体相互の利害に關係が

す。第三に、その口津が運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある。言いかえますれば、実施されましてからなお期間が浅

将来、こういう事務が同化するようになつて参りましたあかつきには、やはり全額地方団体が負担することにしたとして、不当な干渉、支配が地方団体に加えられるおそれのないような措置を講ずべきものであると考えているわ

こういうものにつきましては、大団体の計画に従つて地方団体も実施いたして参りますことが、国の経済の動きを

体又は地方公共団体の機関が実施しな
 ければならない法律又は政令で定める
 災害に係る事務で、地方税法又は地方
 財政平衡交付金法によつてその財政費
 要に適合した財源を得ることが困難な
 ものをを行うために要する左の各号の一

うな問題が起きますので、やはり当該地方団体の運営にゆだねているわけがあります。しかしながらそれらの財政

に關係はない、もつぱら國の利害だけの問題である、そういうものについての問題は、もう一つ、地方団体に負担をさせておきましたのでは、円滑な運営を期待することは困難でありますので、この部分につきましては、事務の性質から全額國が負担

して行くようにして行きたい。こういうふうな趣意のものは、さらに将来なお多く生じて参ることも考えられますので、例示をする「左の各号の一に掲げるような経費については」というふうな規定の仕方をしていくわけであり

第十一号は「第十号から第十号の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。」これは国が負担するものでありまして、補助するのではないわけでありまして、恩恵的に金を交付するわけではなく、国と地方公共団体とがどのような分担で、経費を支弁して行くかというふうな考え方に立つて行くわけでありまして、言いかえれば、国民に地方公共団体が負担する、国庫が負担する、負担を求め、その場合にどのような分量で負担を求めて行くかというところは、経費の負担区分に従って定められなければならないわけでありまして、そのような基礎に立つて負担区分であります。その上で、国が恩恵的に地方公共団体に与えるわけではなく、義務として負担するものである。地方公共団体は権利としてこれらのものを受けるわけでありまして、それらの負担割合は明確に定められていなければならないということ、第十一号で規定しているわけでありまして、

の二、第四号及び第十号の三、第五号に掲げる経費については、この限りではない。但書は、いづれも公営住宅に関する問題であります。二に掲げるものについてはこの限りではない、公営企業的なものでありますので、この部分については算入しないが、その他の地方負担分はすべて地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することにした。各地方公共団体に必要なる財源を国において保障するような措置を講じて行きたいと考えているわけでありまして、いわゆる奨励的な補助金につきましては、地方公共団体がこれを受けるか否かは任意であります。また必ずしも普遍的に行わなければならないものではないので、このような部分につきましては、あえて財政需要額に算入する必要はないと考えているわけでありまして、しかしながらこれらの負担区分に基づき部分につきましても、やはり地方公共団体に財源を保障して行かなければならない、こういう考え方をとっておくものであります。もとより負担区分のございせん、もので、全額地方公共団体が負担するものにつきましても、普遍的に行われるものであります。地方公共団体が当然実施して行かなければならないものにつきましても、平衡交付金の算定に用いる財政需要額に算入したして参るわけでありまして、

第十二号「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に對し、その経費を負担せざるような措置をしてはならない。」前項の経費は、左に掲げるようなものとす。この中に新しく加えましたのが三、四号の「警察予備隊に要する経費」、「海上保安庁に要する経費」であります。第十四号は、地方職員費につきましても定められました負担区分の規定を削除いたしますために改正しようとするものであります。第十五号は、これらの職員の定員を定め、あるいは予算を配分する部分についての規定であつたのであります。が、前条が廃止されますので、それに伴つてこの部分の規定も削除しようとするものであります。第十七号は、「国は第十号から第十号の四までに規定する事務で地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が行うものについては第十号から第十号の四までの規定により国が負担する金額を、当該地方公共団体に對して支出するものとする。」これは従来は事務の性質によりまして、国が負担するか地方公共団体が負担するかというのを定めておりましたのを、原則として地方公共団体の負担とする、全額を地方公共団体が負担するのだというように書き直した関係上、国の負担金の支出につきましても規定する字句について、若干修正を必要とするようになった関係から改正するだけのものであります。本質的な相違はございせん。二項の方は、今申し上げましたような趣旨から、第十号の方の若干言葉をかえて写したただけのことです。本質的にこの間には内容の相違は生じていないわけでありまして、

第二十六号は、地方配付税が地方財政平衡交付金とかわつて来ておりますので、そのような字句の修正をいたさうとしております。第三十四号は、「地方公共団体又は地方公共団体の機関が行う事務に要する左の各号の一に掲げる経費については、第九号の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」というように、二、三に「学校の戦災復旧に要する経費」が加わつたわけでありまして、これらの点につきましても、現に国が一部負担しておるのであります。これを制度的に確立して行きたいと考えておるわけでありまして、二項は「前項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。」といつておるのであります。第三十五号は、条文が若干添つて参りましたので、それに伴つて修正しておるだけのことであります。本質的な相違はありせん。その裏に「第三十六号削除」と書いてございまして、以下の文は、全部ミス・プリントでありますので削つておいていただきたいのであります。改正はされておるわけでありまして、その次に附則の問題であります。二項で「この法律施行の際、改正後の地方財政法第十号から第十号の三まで及び第三十四号第一項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合並びに改正後の地方財政法第十七号の二第一項の規定に該當する場合において、地方公共団体が負担すべき割合は法律又は政令で定められていないものについては、昭和二十八年三月三十一日までの間は、なお、従前の例による。」この種の経費につきましても、国が五割を持つとか、あるいは三分の二を持つとかいうふう

な割合が定められて来なければならぬのでありますけれども、今このような負担区分を確定しようとしていないわけでありまして、定められていないものにつきましても、来年度の三月三十一日まで、言いかえれば、昭和二十七年年度分に関する限りは、なお従前の例によるようにしておきたいと考えているわけでありまして、二十八年度から予算と並行いたしまして、すべて法令で定めるべきものにつきましては、法令の根拠によらなければならないというようにいたしたいわけでありまして、三項は、「改正後の地方財政法第十号の四第七号及び第八号に掲げる経費のうち政令で定めるものについては、当分の間、同条の規定にかかわらず、地方公共団体の負担とする。改正後の地方財政法第十一号の二の規定は、この場合について準用する。」第十号の四第七号及び第八号といふものは、「自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整に要する経費」漁業関係の調整に要する経費であります。この種の経費につきましても、国は公共団体に経費の負担をさせないことを建前としておるのでありますけれども、二十七年年度の予算におきましては選挙関係の経費その他につきましても、地方公共団体の負担にゆだねていくわけでありまして、予算がきまりましたから後に、これらの問題を話し合ひで定めたわけでありまして、当分の間はこの規定にかかわらず、政令で定めざるものにつきましても、地方公共団体の負担とすることができるようになっておきまして、すでに国会を通過いたしました予算との間に、矛盾を生じないように暫定的にいたしておきたいと考

えているものであります。

四項の地方財政平衡交付金法の一部改正は、昭和二十五年に地方財政平衡交付金法が生まれ、地方財政法に規定されておりました負担区分の規定が停止されたわけであります。はたして負担区分の観念を将来において残して行くのかどうかというふうな問題が未解決であつたわけであります。従いまして奨励的な補助金に對するものといたしましては、非奨励的な補助金という言葉を使つておつたわけであります。今回の改正によりまして、やはり補助金というものと負担金というものは性質が違ふものである、やはり負担区分の観念というものに残しておかなければならない、こういうふうな考え方に立つて改正しようとしておりますので、地方財政平衡交付金法で使つております非奨励的補助金を国庫負担金と直したいというふうな意味合ひで、その中の字句を修正しようとするものであります。

さらに附則を削つておりますのは、負担区分関係の規定を適用しないとしておきましたけれども、この改正法が通過いたしましたならば、この改正法を基礎として負担区分の規定の適用をしようとするわけでありますので削除するわけであります。

○金光委員長 質疑を続行いたします。床次君。

○床次委員 ただいまの地方財政法の改正案の御説明によりまして、この法規が厳格に実施されましたならば、非常に赤字が出て来るということが予想される。これはもうたゞ／＼質疑いたしておきますが、これに對しても大臣は、何だか赤字も出ずに二十七年まで

はうまく行くように見えるのであります。ところが、ほんとうに実施されるつもりかどうか。ただいまお話がありましたところの寄付の問題にいたしまして、御説明のような趣旨において履行いたしましたならば、必ずや大きな赤字が出て来ることは明らかであります。これに對して大臣はいかように考へておられるか伺いたしたいと思います。

○岡野國務大臣 寄付金の問題は、地方団体に於てよくなくなるのではないかと考へておりますが、詳しいことは事務局からひとつ……。

○奥野政府委員 割当寄付金の禁止につきましては、従来も地方団体が住民に寄付割当をしてはならないという規定が入つておつたわけであります。今回は国が地方団体に寄付割当をしてはならないという規定を置いたわけでありまして、従来は地方団体が国に對して、いろいろ／＼形で寄付しておつた額というものは相当な額に上つていゝと思つておられます。むしろこういうふうなものがなくなつて参りましたならば、地方団体の負担が軽減されるのであり、かえつて地方団体の財政はよくなるというふうな趣旨に、われ／＼は考へておるわけであります。

○床次委員 その通りでありまして、ただ元來の地方財政法自体におきましては、税以外の寄付金を地方団体そのものがとることについても、これは当然禁止しているわけですが、これは問題となつておられます教育費の問題、あるいは警察費等におきまして、従来それは履行されておらなかったといふところを、私も是非に懸念を持

つておるわけでありまして、今後これを履行することになりますと、当然これは赤字が予想される。大臣は當分の間これは赤字があるのもやむを得ないという意味において、來年度の予算に當つておられる、いわゆる漸進的に行こうという考へを持っておられるのか、あるいはもう大体二十七年度におきましては一般の寄付もやらなくても済むのだ、大体地方財源として与へられたものだけでも必要経費がまかなえるという考へかどうか、この点どうも私も納得が行かないのであります。もうすでに一般から寄付をとつてはいかぬということは、明らかになつていゝところでありまして、履行されておらない。そのためにさらに申し上げるものであります。

○岡野國務大臣 これからはひとつこれを履行して行きたいと思つてます。履行して行けばむしろ地方公共団体は、国からいろいろ／＼強制的に寄付をせられたりすることはなくなり、財政はむしろ安定するのじやないかと私は思ひます。

○床次委員 まことにそうあるべきなんであります。しかし特に問題となりましては、義務教育費の問題につきまして、今度は教育費がいよいよ第九條の規定によりまして、はつきりと地方団体の事務となつていゝのであります。この場合にこの義務教育の仕事が完全に履行できるようにといふことに對して、今日國民は非常に心配をしていゝわけでありまして、でき得るならば第九條の中におきまして、これ／＼のものは必ず履行しなければならぬといふことを実は言いたいといふのが現在の状態だと思ひますが、

しかし地方財政が苦しいばかりに第九條が実は実行できない。むしろ實際の取扱いからいふと、たとえば先ほどお話をいたしました、その次の条項にありますが地方自治体における事務としてまだ同化してない仕事、従つて国がひもつきの補助金を出すというふうな取扱いをしていゝものがありまして、義務教育は本來地方におきまして十分これは同化した仕事だと思つておりますが、財源がないばかりにこれに對して実はひもつき論が今日出ていゝわけなのであります。本來の地方財政法の建前から申しますと、実は第九條に書いてあります、實際の取扱いは第十條以下の取扱いをしななければならぬといふのが、今の地方財政の現状だと思ひます。これに對しまして大臣はもと地方財政の窮乏を根本から救ふことを考へなければ、実はこの第九條の規定あるいは第十條のこういう負担区分の規定ができません、地方財政法としての趣旨は通らないと思ひますが、この点の懸念に對しまして御意見を伺いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 まあこれは義務教育ばかりでなくして、今國家も地方も財政が非常にきつていゝのであります。すなわち、いろいろ／＼地方公共団体が施策をして行きます上において、いろいろ／＼財源の困難があると思ひます。しかしいろいろ／＼うわさに上つておられます義務教育の国庫負担と申しますか、世間に伝えられておられますやうなことをやりますと、それで一体資金がふえるかと申しますと、やはりふえるわけではないのであります。今までの実績によつてただそれを文部省が一手で自由にして行くといふやうな立場になつて

来るだけのことでございます。もしあれば資金がふえるという見通しでもあれば、また考へなければならぬといふこともありますけれども、在來あるところの税収とか平衡交付金といふものをわかつただけの趣旨らしいところから、私はその点においてあの案が地方の教育費を確保するといふには少し足りないのじやないかと思ひます。しかし地方財政法を設けたいとして、同時に各省が自分の主管の事務を、これだけの金は平衡交付金並に地方税の収入といふもので確保すること、地方財政委員会が立てました財政需要額といふものをびつたりと見すえまして、そうして法律でこれだけのものを確保してやれ、こういうことになつて出て来ますれば、それだけはやはり地方の行政として、少くとも割当てられた仕事だけは地方はしなければならぬといふことを義務づけられ、それからこれはいいと思ひますが、しかしそれにいたしまして、やはり問題は十分なる法律の検討といひます。うか、それから法律に定められたところの財政収入といふものを他面においてくふうして充足してやる、こういう処置をとらなければならぬ行かないと思ひます。まあいろいろ／＼不足の点も地方財政並びに地方行政の点にありましようけれども、漸を追うて整備して行きたいと私は考へておられます。

○床次委員 繰返していつもお尋ねするのではありませんが、大臣もすでにただいまの御答弁によつておわかりになつていゝように、地方財源がないといふところが現在の大きな欠点だと思ひます。地方財政法がはつきりいたしますと同時に、地方財源に對してもつと

余裕をこしらえるという措置を講じなければいけないのじやないか。それで先ほど御提案になつております地方税法におきまして、現在の地方税法の限度におきましてはもう限りがある。あれではまかない切れない。しからばあとは起債なり交付金にやらなければなりません。これもまた現在の予算においては限られておる。そういう実情を見ますと、実は地方財政法を徹底的に履行しようと思えば思うほど、今日財源の不足が感ぜられるのであります。この点、私も地方税法を審議しておりますと、もう少し地方税法において弾力性を設けざるを得ないのじやないかという気持ちに、今日迫られておるわけでありまして、従つて、その財源について多少苦しいけれども、このまま地方財政法の建前を果して行くということになりまして、実は地方財政法がほんとうに履行できないことになるんじゃないかという矛盾に陥ると思ひます。この点に關しまして、私、率直に申し上げますと、地方財源をもつと積極的にお考えになる。交付金をふやさなければ、少くとも地方財政法において財源をもつと付与しておいて、そうして足りないものを地方公共団体で補うだけの気持を持たせる。そうすれば地方財政法というものが根本において生きて参る。私はさうに考えますが、大臣はもう少し積極的財源を与えるというお気持をお持ちにならないか、どうも地方財政法がはつきり確立されればされるほどその財源と税法をお考えにならないければいけないのじやないかと思ひます。

○岡野國務大臣 これはしごくごつとも、その通りでございます、むしろ私の申し上げたいことを床次委員からおつしやつてくださったことを、非常に力強い感じを受けます。これを實際履行して行き、同時に地方が十分仕事をやつて行くためには、ただいまの弾力性のない税法並びに税源が足りないという点もその通りでございます。それにつきましては、われわれも御趣旨の通りに考えておりますから、いすれ地方税法の根本的な改正をいたします場合に、そういうふうな御趣旨によつて税法の改正をいたしたい、この考へております。

○門司委員 今床次さんから大体お聞きになつておりますので、この地方財政法自体についての質問は別にないのでありますが、ただこの際、一点聞きたいと思ひますことは、改正される部分だけではありませんで、地方財政法の中にいろいろ規定されております、たとえば起債関係で当然国が何らかの処置で起債を認めなければならぬというようなことが、実は二、三あるわけでありまして、たとえば警察あるいは消防の施設であるとか、あるいは学校の施設であるとか、あるいはものについて、特別の考慮をするように書いてありますが、そういう問題が實際上の問題としてはあまり円滑に行つていない。この地方財政法自体が全部認められ実行されて行くなら、私は地方財政といふものは今日のよういきうくつたものではない、多少のゆとりを持つてゐるというように考へておりますが、これがなか／＼うま／＼行つておるやうなもので、これらの点に対して、これは岡野さんにお聞きするよりも、あるいは大藏大臣に聞いた方がいかしれ

せんが、地方財政法全体が十分守られるような施策が将来とられるかどうか。私こういふことを聞きますのは、この出ている改正を見て参りまして、もしも改正されたものが全部この通りに実行されて来れば、私は寄付金その他の面を除いたほかでは、かなり地方の財政といふものは明瞭なものになつて来る、こう考へるわけでありまして、起債その他について、この地方財政法に掲げられておりますことが、一体忠実に履行されて行く見通しをお持ちになつてゐるかどうか。

もう一つ付け加えて申し上げておきますが、六・三制実施に対する問題であるとか、あるいは消防の施設に対する問題であるとかいふようなことを政府に持つて参りまして、なか／＼十分な起債額が得られない。得られないから、他方の予算を組みます場合には、しかたがないからこれが次年度に繰越されるような関係を持つて来るといふようなことで、地方予算を審議する上においても、私は相当困つてゐると思ひます。こういうものについての御意見をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 この法律を施行いたしまして、厳格にやつて行けば、地方としては大分助かることと私も考へます。同時に、これをやるとすれば、やはり資金の面でいろいろ心配しなければならぬことはお説の通りでございます。そこで、これは大藏大臣と協同して考へなければならぬこととございしますが、私自身といたしましては、起債なんかのことにつきましても、これから相当大幅に地方に許して行かなければならぬ、こう考へております。そうし

て先般も参議院の方で申し上げたのでありますが、今年から公債公債といふものを一応取上げまして、そうして公債のできるような信用を持つてゐるものに對しましては、できるだけその方面において金を集めさせて、そうして公債のきかない、貧弱と申しますか、そういうような府県市町村に對しては、今までの預金部資金をまわす、こういうことで調整をとつて、全般的に地方財政をいたしましては、資金的に充実にしていきたい、またそういうことを努力して行きたい、こう考へておる次第であります。

○門司委員 それからもう一つ聞いておきたいと思ひますが、第三十四条の問題であります。これは非常に疑義がある。これは私の考へ方が少し間違つてゐるかも知れませんが、一体この条文の通りに実行されるといたしますと、地方の財政といふものは、從來からの行きがかりについて、私はかなり疑問が出て来るのではないかと思ひます。ここに書いてあります「第九條の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」その中に「義務教育年限の延長に伴う施設の建設費、」こう書いてありますが、これはすでに建設されたものには適用しないのか、あるいはこれから建設しようとするものにこれが適用になるのか、その点を明確にしておきまないと、地方の公共団体が困るのではないか。先にやつたものは非常にかたがたない。これから先のものはこれで何とかしてやろうという考へ方になりますと困ると思ひます。それで先ほど質問しましたように、これは地方財政

法の中にさらに明確になつておりまして、從來の十二條だつたかと思ひますが、こういうもののほかに消防や警察などにも起債を認可しなければならぬ、これは大體起債で片づけられておつたと思ひますが、今度これが明確になつて参りまして、そうして全部または一部を出さなければならぬ、こうなつて来ますと、必然的に先ほど申しましたような問題が起つて来るのではないかと思ひます。これに對する御見解はどうなんですか。

○岡野國務大臣 義務教育の年限延長に伴う施設の建設費は、御承知のように新制中学の建設費でありまして、現在生徒一人当り〇・七坪までの建設を完了するという〇・七坪までの建設の完了するといふこと、その経費の二分の一は国が負担し、残額は各地方団体が負担するといふことで進められておるわけでありまして、これらの計画が完了するまで、このような負担区分の關係で行くといふふうに考へておるわけでありまして、御意見のやうな点もありませんので、新しく二項を加へまして「経費の種類、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならぬ。」といふふうにいたしておるもので、明確にいたして参りたいと思ひます。

○門司委員 この理由のところは明確にするといふふうに出ておりますが、いづつごろ明確にされるのか、これは相當重要な問題になつて来ると思ひます。すでに起債やその他補助金以外のものをまかなつて、みな建築をいたしておるやうな、その点をひとつ、大體いつごろこの法律が出されてこの問題が明確にされるか、大よその見通し

がつきますから御説明を願いたいと思
います。

○奥野政府委員 附則の第二項に書い
てありますように、昭和二十八年三月
三十一日までの間は、現在予算のない
ものにつきましては、従前の例による
ことにいたしておりますので、遅くとも
来年の三月三十一日までには明確に
されるということになるわけでありま
す。

○門司委員 それからも一つ。さつ
き床次さんから聞かれておりますの
で、私はそう聞かなくともいいと思
います。寄付金の問題であります。こ
れは非常に大きな問題でありまして、
国から地方に寄付金を割当てるとい
うと語弊があるかもしれませんが、一応
割当という形での地方の公共団体
から、いわゆる市町村から県に對する
もの、あるいは県から国に對するもの
というように、必ず寄付金が実は今
まで行われていたわけでありまして、
例をあげて申しますれば、たとえば国
の機関である税務署ができる場合に、
やはり何らかの地方の負担は必ず伴っ
て来ております。こういうことがある
のでありまして、こういうものがこの
法律によつて拒否することができると
いうことになりませんか。その点をほ
つきりしておいていただきたいと思
います。それから、たとえば地方の学校
を建てる場合に、地元で寄付によつて
敷地なら敷地の寄付があれば、そこに
割当に学校が早くできるわけであり
ますが、もし敷地を提供しなければ、な
かなか予算の関係で学校ができない。
これは法律を設けても自然にそういう
ものが出来て来ると思ふのであります

そういうものを一切なくしようとい
うお考えであるのかどうか。ただ法律
でできて、体裁だけつくつておい
て、実際にはやはりそういうものが行
われてもやむを得ないというように考
えになつてゐるのか。その点をひとつ
明確にしておいていただきたいと思
います。

○鈴木(俊)政府委員 強制的な割当寄
付金の禁止の問題についての御意見で
ございますが、私も同じように思
つて、国がたとえば税務署をつくり、あ
るいは裁判所をつくるというたような
場合におきまして、それに要する経費
を、それに關係のある地方公共団体に
強制的に割当てて金をとるといふよう
な事例が、過去においてないわけでは
なかつたのでありまして、そのために
当該の地方団体といたしましては、非
常に財政上相當の重圧を感ずる、こ
ういふようなことが確かにあつたので
あります。今後におきましては、さ
うなことをできるだけなくし、さらに
進んでこれを禁止しよう、禁止しよう、
こういうような趣旨から、いわば財政
運営の一つの基本原則としてこのよう
なものをとつてはいけない、こういう
ことを明確に国法をもつてうたつて
いただきたい、こういうのがこの原案の
趣旨なのであります。ただいまのよう
な事態の場合におきましては、何とい
いますか、当該地方団体にも、誘致と
いふような気持からそこに弱みがある
にせよ、そこにつけ込んで強制的な
割当といふようなことがこのものが、
事実上生れるような例がなきにしもあ
らずなのでございますが、そのよう
なことができるだけないようにしたい
というのが、この法案の趣旨なのでござ

います。要するにこういう法案に違
反した措置が、公務員によつて行わ
れることがないようにしたい、こ
ういふ考え方でございます。

○門司委員 その点はつきりしないの
ですが、これを拒否することができ
るかどうかと云ふことです。むしろは
つきりしたそういう気持の上でできた法
律であれば、拒否してもさしつかえな
いと思ひますが、そういうことができ
るか。

それからもう一つ。私はこういうこ
とをほんとうに徹底させようとするな
らば、地方財政法という法律の中
にこれを織り込まないで、単独法で
出した方がいいと思ひます。その方
がむしろはつきりすると思ひますが、
そういうお考えはないかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 もちろんこの法
律の規定が成立いたしますならば、
当該の地方団体といたしましては、こ
れは禁止されていることであるから寄
付することはできないといつて拒否する
ことは、当然にできるわけでありま
す。そういうことが行われることをで
きただけ望みたいという趣旨を、法律
ではつきりうたつていただきたい、こ
ういふことでもあります。その趣旨を明
確にいたします方法として、これを別
個の単行の法律で出したらどうかとい
うのも、一つの御意見であらうと思
ひますが、ただ実体はやはり地方の財
政当局に直接關係を持します問題で
ございまして、地方財政運営の他
の各種の規定とともに、あわせてそ
の中に規定をするということも一法では
ないか、あるいはそういう点から申し
ますと、むしろその方がいいのではな
いかということ、他の財政關係の規

定とともに規定をするということに
したわけでありまして。ことに現在第
四條の三項に、同じような趣旨であ
りますが、なお若干徹底してない点
があります。そのような規定がある
わけではございまして、それをさらに改
善をいたし、趣旨を明確にうたおうと
いうわけではございまして、地方財
政法の一部改正案として提案いたした
次第であります。

○立花委員 最初簡単なものから聞
ておきますが、寄付の問題です。これ
は國警長官がこの間同席されて言われ
た言葉で、あれは非常に重大だと思
ひます。あの場合に岡野さんの態度も
明確にやなかつたと思ひますが、この
規定に従つてあつたものが今後やは
り許されていいのか、また岡野さん
としてはこれを許される方針なのか、あ
いいう方針が許されるとすると、これ
はまったく空文になると思ふので
すが、その点どういふふうにお考えで
すか。

○岡野國務大臣 まつたく空文になる
といふような割切り方を、私は世の中
のことはすべきではないと思ひます。
地方で非常に関心を持つて、その場合
何とか自分のところに來てもらいたい
からといふようなことで、いろいろ
犠牲も払つて自発的に寄附しよう、こ
ういふものはわれ／＼はとめることは
考へておりません。しかしながら國が
これを強要してはならぬといふことに
きめておきますので、その辺にゆ
りがございます。

○立花委員 奥野さんの説明によりま
す、これは非常に念入りに規定がい
たしてございまして、「直接である
間接であるを問はず」また括弧をい

たしまして、「これに相當する行為を
含む」といふふう非常に念入りに規
定されてございまして、しかもこれは
非常に、具体的に申しまして警察の寄
付、あるいは学校の寄付、あるいはそ
の他の官庁の寄付行為、こういうもの
があまりに横行いたしまして、住民が
非常に困る。現実の形では、警察の寄
付が非常に権力をもつて押しつけられ
て來ておる。こういう現実の姿から出
て來ておると思ふ。ところがその中
でも特に不可解だと思はれる警察の建
費などについて、名目は自由であるに
しろ、實質的には明らかに強制であ
り、實質的にはある程度制度的になつ
てゐるような寄付の形をそのまま認め
られるといふことは、この改正案が決
してまじめに実施しようと思つてや
つてゐるのじやない、最も大きな警察
の寄付行為、最も弊害を及ぼしてゐる寄
付行為、こういうものを何ら取締りの
対象に置かない、制限の対象に置か
ないといふのであれば、これは私も空
文と考へるよりははかないと思ふので
すが、國警長官の言われた國家警察の
寄付行為、もしそれが自発的だとい
う形をとれば、今後ともつて行くの
だといふことを自治庁としても認め
になつて、この条文がそういうものは
制限しないのだといふ建前だといふこ
とを、岡野さんはこの際やはりはつき
り断言なさる方針かどうか、これはこ
の条文を生かすか殺すかの問題だと思
ひますので、はつきりひとつ御答弁を
願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 この第四條の二
という規定は、今お話の國の警察の庁
舎でありましよう、あるいは裁判所
の庁舎でありましよう、税務署の庁

舎でありました。その適用の対象については何らかげんをいたさない性格のものでありまして、先ほど説明を申し上げました各種の趣旨は、その対象のいかんを問はず適用されるという考え方で立案をいたしております。

○立花委員 これはあとにも出て参ります、十二条の中に「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」という十二条の明文がはつきりありますし、しかも今度この寄付行為の禁止をなさうとするのですから、当然国家警察の庁舎などの費用は最も最初にこの制限の範囲内に入るべきである。それを何を苦んで自治庁はそういうものを認めようとするのか。まったく不可解しごとくと言わざるを得ない。そういうものをお認めになるくれないなら、そんな条文はおつくりにならない方がよいと思う。それからそういうものを認めておいて、しかもこの条文によりまして、自治体が住民に対する寄付の方は制限していない。かつてなところだけは国の寄付から自治体の寄付にまわそうということではなくなると思ふ。ほんとうに国の寄付を禁止なさるなら、長官がずう／＼しくもそこで言明したような、ああいうやつをなぜ取縮しないのか。なぜそんな必要があるのか。私はおそく必要がないと思ふ。寄付をするから国警を置くというふうなものではない。庁舎の寄付をするから国警を置くというふうなことはないと私は思ふ。それは治安の必要上お置きになるの

で、庁舎の寄付をしたところが国警が置かれて、庁舎の寄付をしないとすることは置かれたいということになる。国警は私物化せざるを得ないし、金で置かれる国警になりますので、そういうことがないようにするために十二条の規定もあるし、国家警察として独自の予算を地方からおとりになつてゐる。これはまったく不可解だと思ふのですが、これは具体的な問題で条文がはつきりいたしませんと、私どもは言葉の上だけ聞いておきますと非常にごまかされますので、ああいうものをお認めになる方針かどうかということをお最後に聞いておきます。

○鈴木俊政府委員 寄付の問題でございますが、先ほど申し上げました第四条の二あるいは今御指摘の第十二条等におきましては、国家地方警察に関する経費は、国が負担するものであるという大原則から出発しておるわけでありまして、これは国家の機関でございますから、その維持運営に要する経費を国が負担するのは当然の事理であります。そういうものにつきまして、地方団体に対して国が強制的なる寄付を割当てるといふことはしてはならないというのが第四条の二あるいは第十二条の規定の趣旨であります。ただ前回のようなお話がございましたが、よく承知いたしておられますが、純粋自発的な寄付、こういうようなものがあるしあります。こういう場合には、これを否定する必要はないのではないかとおもうに考えられるわけでありまして、事は当該具体の場合におきまして、はたしてこの法律に該当するやいなやということが客観的に正しく認定され、正しく運用されるとい

うことを望む次第でございますが、その具体的決定は、その寄付ならば寄付をなさんとする当該市町村長、あるいは知事、あるいは当該の地方議会におきまして、具体的に認定をされることにならざるを得ないと思ふ。そういうような実際の地方団体の関係者、あるいは国の関係者がこの法の精神を正しく理解して運用されることを期待しよう、こういうわけでありまして。

○立花委員 どうもはつきりしないので最後に尋ねなければならぬのですが、ここには外郭団体ですら、いけないう言葉がありまして、直接である間接であるを問はず、そういうふうな非常に広い範囲に規定してあるわけですね。だから直接国家警察が庁舎の建物の金を寄付でとるといふようなことは、もちろんこの条文からいいますと、外郭団体ですらいけないう場合、直接国家警察が庁舎の金をとるといふようなことは不穏当なものである。当然入ると思ふし、しかもこれは地方の財政負担をかけている重大な問題ですから、もう少し誠意をもつて具体的に実施なさることをお考えになつてやつてもらいたいと思ふ。それから今問題になつておられますのは、そういう個々の場合の寄付もありませんが、実際各府県が警察協力費という金を予算にも組んでおられるわけですね。何百万円か組んでおられます。これを直接である間接であるを問はずという形に当てはめる精神が、この四条の二に含まれてゐるのか、自治庁の見解としては一体どういふお考えなのか。この金は府県の予算にありまして、国家警察に参つてゐる金なんです、これは明らかに私どもはこの四条の二に当てはま

ると思ふのですが、こういうものもこの条文で今後は全部出さなくするといふ英断的な気持をお持ちなのか、これをひとつお聞きしたい。

○鈴木俊政府委員 寄付を割当てて強制的に徴収する主体が、当該の地方公共団体でありまして、あるいはそれに関連する外郭団体でありまして、それは問わないという点は、直接、間接であるを問はずという点で現われておるのであります。この条項に該当する具体的な要件としては、寄付金を割当てるといふことが第一の要件で、第二には強制的に徴収するということでありまして、この二つの要件に該当する寄付というものは禁止するといふのが第四条の二であります。そこで今具体的な問題になりました警察協力費なるものが、これに該当するかどうかということでございますが、名前はどうかでありまして、おそく府県でありまして、府県が自主的に予算を組んで、それを自発的に支出して行く、こういうものでありますならばこれに該当しないわけでありまして。万が一国家地方警察本部が、各府県に対して警察協力費として幾らかを割当てましてそれを強制的に徴収する、こういうふうなことにもしなりますならば、それはまさしくこれに該当すると思ふますけれども、ただいまの事態におきましてそのような点は見当らないと思ふのであります。また臨時的な経費等につきましては、たとえば国家地方警察の庁舎をつくるというような場合に、国として当然標準的な経費は予算で組むわけでありまして、ただそれを越えるようなものについて、地元の市町村にひとつ善意なる

寄付をお願いしたい、こういうようなことがありました場合に、おきましては、これは地元の市町村と当該の国家地方警察との具体的な相関関係の問題でありまして、もしそういうようなものがあるいは県下関係の市町村に割当てるといふことになりまして、これまた第四条の二に該当するようになつてしまふが、そうでないものにつきましては、これは当然該当しない、かように考えます。

○立花委員 この四条の二は単に抽象的に机上でおつくりになつたものではないと思ふ。やはり地方の財政の困難から考えまして、特に払うべきものがないものを払つておる、国の権力を背景といたしまして地方に負担をかけるべきではないものを払つておる。こういうことの実情をお考えになつて、この四条の二をおつくりになつたと思ふ。だから現在府県が払つておられます警察協力費、全国で莫大な額に上ると思ふのですが、こういうふうなものに対してどう処置するか、こういうものに対してこの条文をどう当てはめて行くかということ、何ら具体的にお考えにならないで置くということだとすれば、これはまことに机上プランであつて役に立たないし、自治庁のやり方は現実から遊離したまかつた机上の条項をもてあそぶということになると思ふのですが、鈴木君の答弁では、現在の警察協力費は自発的の答であるけれども、無誠意きわまると思ふのですが、具体的にはこの条文がございまして、現在各県が出しております警察協力費を、そのまま存置するという方針なのかどうか、あるいはこの条文によつて

寄付をお願いしたい、こういうようなことがありました場合に、おきましては、これは地元の市町村と当該の国家地方警察との具体的な相関関係の問題でありまして、もしそういうようなものがあるいは県下関係の市町村に割当てるといふことになりまして、これまた第四条の二に該当するようになつてしまふが、そうでないものにつきましては、これは当然該当しない、かように考えます。

徐々に改められて行くのだという方針なのかどうか、これをひとつ承りた

い。

○鈴木(俊)政府委員 先ほども申し上げましたように強制的に割当てて、国家地方警察が各府県から寄付金を徴収するということ、もう当然に禁止されていくところは、もう当然に禁止される警察協力費というものを、当該府県の議決によつて自主的に支出して行くということ、禁止しておる趣旨ではないと思つております。ただこれは財政上の政策といたしましては、およそ国家地方警察の維持運営に要する経費は、国が全部負担するということが望ましいには違ひないわけであり、また、従来、沿革等もありまして、府県においても自主的に、それでは何とかある程度は考へてやろう、そうして治安をひとつよくやつてもらおう、こういうようなことは、実際の慣行として、自主的な寄付という形で行われているということ、今あると思つておりますが、これはできるだけ将来は漸減をして行く。また将来はそういうことがまづたくないうちになることが望ましいというふうに考へております。

○立花委員 そういうことを最初から言つていただければ、非常にわかつたのですが、何だかあいまいなことを言われたのでお尋ねしたのであります。とにかく国家地方警察の費用の問題に關しては十二条がありまして、特に今度四條の二をお設けになつたのだから、警察に關する費用、特に庁舎を建てるというふうな基本的な費用は、寄付では絶対にとらないということをや、

りこの場で大臣から明言していただきたいのです。そうでないと、せつかくお出しになつたこれも、実は有名無実になりまして、警察がとるのだから消防もとうとう、いやどこそことうとう、税務署もとうとうということになりまして、これはもう収拾がつかなくて、結局空文化すると思つたので、私は最初これは空文化するおそれがあるというところを申し上げたが、大臣がこれを空文化させたくないとおつしやるのであるならば、やはりこの際具体的な問題について、庁舎の建設費あるいは現在府県が出しております警察協力費、こういうものは、この四條の二で、今鈴木君の言われたように、漸減する方針だ、これはこの四條の二にやはり抵触するのだということを、はつきり明言されるのが、大臣の誠意ある態度だと思つておりますが、この点どうでございましょう。

○鈴木(俊)政府委員 立花委員は、私が申し上げた趣旨を誤解いたしておられるのではないかと申すのですが、四條の二の適用があるのだから漸減するのだ、こういうことを申し上げたのではない、四條の二は適用がないけれども、国家機関の維持運営に要する経費は国が全部、警察であろうとその他のものであらうと、これを負担するということ、財政原則からいって望ましいことであるのみならず、当然なことである、従つてそういうものについて、地方団体が経費を負担しない、自主的な負担がなくて済むようにして行きたい、こういうことを希望しておるわけでありまして、将来の地方財政の運営としては、そういうことがないようになつて欲しい、こういうことで

あります。しかし現在の警察協力費は、それでは四條の二に該当するから当然禁止されておるのである、こゝういふふうになるかという、それは考へていない、この点をひとつ先ほどの答弁に補足して申し上げておきます。

○立花委員 だから私も十二條をわざわざ例に引きまして、あなたは地方財政の基本的な考え方だと言われまうが、だからこの地方財政法の四條の二を特に修正なさつたのだらうと思つたのですが、十二條と四條、この地方財政法の精神を貫いて、そういうものはな

なつたのは、そういう意味をより明確にするために、四條とも抵触するかどうか機械的な質問はいたしたくありませんので、そういう精神でやはりこの四條の二は改正なさるうとしておるのだというところを明確にしたいと思つたのだと、具体的にそういう問題は全然タッチしないのだ、そういう問題とは関係ないのだ、そういうものをどうするかということについては、四條の二は何ら関係はないのだというふうな、はおかむ主義では、現在の地方財政の確立もできませんし、地方に横行しております寄付行為もどまらな

つばかり並べてあるわけなんで、九條で、一般的に、地方が全額を負担するものを出してあるわけでありまして、こゝうなりますと、私は非常に大きな疑問が出て来るのですが、とにかく地方でやる仕事は、地方公共団体が全額負担するのだ、しかしこれとこれは例外だとなつて、例外の項目だけがあら

つてゐるわけですか。そういたしまして、建前は全額負担で、項目があつておるものだけは国が一部または全部を負担する、こゝうありまして、それ以外のもは全部やはり地方公共団体が全額負担するのだとなつて参りますと、これは従来よりも地方の負担が増すおそれがあるのじやないか。例外として認められておりますもの以外の新しい仕事があつて参ります。

あるいは社会情勢の変化によりまして、新しい施策が必要になつて参りますが、その場合には、第九條によりまして、やはり地方公共団体が全額負担しなければいけないのだ、国の方はそれに對しては知らん顔をしておればい

然であります。ただ日本の現状におきましては、地方団体が必ずしも自己が選出した自主的な事務をやるわけではなくて、そういう仕事の多いことが望ましいのでありますけれども、今日法律、政令によりまして、相当多くの事務を地方団体なり地方団体の機関がやることを要請されておるわけであり

ます。そういう種類の仕事につきましては、やはりそこにある種の国からの財源の付与、こゝういふことが考えられなければならぬわけがございまして、それが新たに地方財政法の改正によりまして、例外として四項目加わつておるわけでありまして、そういうよう

に負担の非常に重くなるものにつきましては、それが自主的な事務でございまして、一般の地方財源をもつてしてはできないという点がございまして、そういうものも例外的に規定をいたし、国が全部または一部を負担する、こゝういふ建前にいたしておるわけでありまして、この原則が無理であるかといふことは、要するに地方財政平衡交付金法によりまして、地方団体の負担いたしまする部分は、基準財政需要額として見込まれ、それについて

によつて補填されるわけでありまうから、特に御心配はない、かように考えております。

○立花委員 簡単に心配はないとおつしやいます、現在の地方財政は、御承知のようにあなたの方の報告によりましても、非常に心配な状態にありま

す。この際、全額地方団体の責任である、ただ次々の例外だけは、これは国が一部または全部を負担するのだ、というように簡単な規定の仕方では、なおさらこの心配が増大するのじやないか。地方は現在のままにおいても非常に心配いたしておりますのに、全額地方の責任だ、地方が負担するのだというように規定を置かれます、その他のものは例外的にだけしか認められない、こういうようなことでは、この心配がますます増大するのじやないか。しかも、平衡交付金は、總体的に減少して参る。その他起債のわくと申しましても、あるいは融資のわくと申しましても、そう簡単には参らぬ。こうなつて参りますと、国から支出を受けます事業の種類は限定されてお

まして、それ以外は全部地方公共団体の負担だというふうなはつきりしたものがつくられて参りますと、地方は非常に困窮する。しかも、さつき言いましたように、いろいろな財源措置あるいは資金の面で拘束されて参りますと、どういたしまして、地方は非常に事業が困難になる。これは争われない事実だと思つたのでありますが、こういう情勢の中で、こういう一般的な規定で地方が全額これを負担するのだというだけでは、これは地方財政をかえつて混乱さすものだと思うのです、それに対する適当な救済措置と申

しますか、そういうものは何もお考えになつていないかどうか。ただ心配する必要はないというふうな樂觀的な、希望のない意見だけで、こういう条文をおつくりになつたのかどうか、もう一

○鈴木(後)政府委員 今の地方団体あるいは地方団体の機関がやります仕事は、原則として地方団体がこれを負担する。その地方団体の負担の部分は、地方財政の基準財政需要額の中に見込んで行つて、税及び交付金によつてこれを充當して行く、こういう原則であるわけでありまして、この根本の建前については、私は心配ない、こう申し上げたわけでありまして、その運営の實際の問題といつたしましては、年々の交付金はいろいろなるか、あるいは地方税の収入額はいかになるか、あるいは今お話のごとく起債額はいかになるかという主要な地方の財源につきまして、これを全般的に考察をして、その年々の財政計画を立てて行かなければならぬと思ひますが、これは要するに、そういう根本的な制度に関する法律案でございます。従つてこの制度に関するものとしては私は心配ない、かように申し上げたわけでありまして。

○立花委員 根本的な制度だから、なおさら私は問題にしておきたいと思ふ。平衡交付金が十分に与えられ、一般財源が地方のあらゆる事業をまかなうに足るだけのものが与えられておりますならば、こういう一般的な基本的なものをおつくりになつてもいいのですが、やはりそれが非常に資金の面でも不足している。しかも逆に地方の税金は門司君がさつき言つておりましたように、牛や豚、果樹にまで税金をど

ろんかかけて苛斂誅求をやつておる。そういう情勢の中で、こういう一般的なものは全部地方が負担するのが建前だ、但しこういう例外だけは国が一部または全部を持つのだというふうなきめ方は、これはまづたく実情にそくはないところのやり方であつて、こ

う地方の財政では地方の理事者として安心できないと思ふ。地方住民も安心できないと思ふ。その点はやはり改善していただく必要がある。しかも私も非常に不安に思ひますのは、そういう地方の立場に立つて今まで発言をいたしておりました地方財政委員会というものがなくなる。だから地方の財政がどういふ立場で今後扱われようとしておるか。少くとも地方財政委員会があつたときは、一歩後退した形で地方財政が扱われようとしておる。

地方財政委員会があつたときですら地方は非常に困難であり、非常に不安を感じておつたにもかかわらず、地方財政委員会がなくなつたあとで、全部その事業は地方が負担するのだというふうなことをおつくりになることは、これを利用してしまつて、あらゆる新しい仕事、あるいは例外的に認めたもの以外、全部地方に負担さすのだということに、私は現実にはならざるを得ないと思ふ。でありますから、やはり方針をお出しになるのは、現実の姿の上に立つて、しかも現在どういふ方向に地方財政が持つて行かれようとしておるかというのを、はつきりお考えになつておやりにならないと、いたずらにこれはためにする者に利用されるばかりでありまして、決して地方財政を確立する方向には行かない。民生の安定にはならないと思ふのでありま

すが、そういう問題もお考えになつておるか。あるいはどういふ御意見を持つておるか伺いたい。

○鈴木(後)政府委員 地方団体なり、地方団体の機関がやります仕事は、要するに地方自治の事務でありますから、そういう仕事を処理いたします経費は、地方団体がこれを負担するといふことが原則でなければならぬのは当然だと思ひます。ただそれについて十分国家全体としての財源措置がなければならぬ、こういうことが言えるわけでありまして、財源措置が具体的の場合に必ずしも適當でないというやうなことがあつたために、ただちにそういう地方団体が自分の仕事をやる経費を負担するといふ大原則がけしからぬ、こ

ういふように逆に論法を進めて参るとはいかかと思ふのであります。とにかく地方団体のいたします事務でありますから、それを地方団体が負担するといふのは、これはいわば自治の大原則であると思ふのであります。今年度の編成成立いたしました予算におきましても、この第十條以下の国の負担をいたします部分等につきましては、原則が、実はそのまゝではまづておるわけでございます。この原則は現在の実情も十分考え合せて立案いたしましたものでございます。一つの問題として當つて参りますならば、必ずしも必ずしもと申しますか、まづたく實際から離れていふやうな点はない、まづたく實際に合致いたしました立て方である、さうに考えておるわけでありまして。

○立花委員 どうも抽象的にしかお考えになつていないので、具体的な例をあげなければ納得していただけないの

じやないかと思ひますが、たとえば例外的に国が一部あるいは全部を負担しなければならぬという特例をお認めになつておるようですが、こういう費用はやはり国が見なければ、地方ではまかなひ切れない、またはまかなわすたは無理であるというように考えられたから、こ

ういう例外をお認めになつたと思ふのですが、しかもさういふ特例をお認めになつたものについても、実は地方が非常に無理算段をして負担をしておるという実例があるわけであ

りまして、こ

ういふやうなものについて、はつきりした御意見を持つていない。だから特にあなたたちが特例として、国が負担しなければ地方ではまづかなつて行けないのだという問題です。それから、現実に地方では国の負担が足りなくて、国にたよらなくて地方の住民に転嫁しておるという場合がたゞさんあるわけであ

ります。だから、なおさら私はこの法案に疑問を持たざるを得ない。具体的に申し上げますと、たとえば第十條の二で例外として認められておる公共団体の建設事業ですが、石川県では道路補修税を県民から一般的にとりうとしておる。こ

ういふことが石川県から出て来ておるわけで、特に例外として国が全部または一部を負担しなければならぬと規定するやうな精神とは、まづたく逆な形が現実の姿の上では現われて来

ておる。しかもこ

ういふことを言つてはいいわけ、特に例外を認めて、これは国でやつた方がい

いだらう、地方に負担さすのは無理だらう。特に例外として法律の条

件によつて補填されるわけでありまうから、特に御心配はない、かように考えております。

○立花委員 簡単に心配はないとおつしやいます、現在の地方財政は、御承知のようにあなたの方の報告によりましても、非常に心配な状態にありま

す。この際、全額地方団体の責任である、ただ次々の例外だけは、これは国が一部または全部を負担するのだ、というように簡単な規定の仕方では、なおさらこの心配が増大するのじやないか。地方は現在のままにおいても非常に心配いたしておりますのに、全額地方の責任だ、地方が負担するのだというように規定を置かれます、その他のものは例外的にだけしか認められない、こういうようなことでは、この心配がますます増大するのじやないか。しかも、平衡交付金は、總体的に減少して参る。その他起債のわくと申しましても、あるいは融資のわくと申しましても、そう簡単には参らぬ。こうなつて参りますと、国から支出を受けます事業の種類は限定されてお

まして、それ以外は全部地方公共団体の負担だというふうなはつきりしたものがつくられて参りますと、地方は非常に困窮する。しかも、さつき言いましたように、いろいろな財源措置あるいは資金の面で拘束されて参りますと、どういたしまして、地方は非常に事業が困難になる。これは争われない事実だと思つたのでありますが、こういう情勢の中で、こういう一般的な規定で地方が全額これを負担するのだというだけでは、これは地方財政をかえつて混乱さすものだと思うのです、それに対する適当な救済措置と申

しますか、そういうものは何もお考えになつていないかどうか。ただ心配する必要はないというふうな樂觀的な、希望のない意見だけで、こういう条文をおつくりになつたのかどうか、もう一

○鈴木(後)政府委員 今の地方団体あるいは地方団体の機関がやります仕事は、原則として地方団体がこれを負担する。その地方団体の負担の部分は、地方財政の基準財政需要額の中に見込んで行つて、税及び交付金によつてこれを充當して行く、こ

ういう原則であるわけでありまして、この根本の建前については、私は心配ない、こ

う申し上げたわけでありまして、その運営の實際の問題といつたしましては、年々の交付金はいろいろなるか、あるいは地方税の収入額はいかになるか、あるいは今お話のごとく起債額はいかになるかという主要な地方の財源につきまして、これを全般的に考察をして、その年々の財政計画を立てて行かなければならぬと思ひますが、これは要するに、

そういう根本的な制度に関する法律案でございます。従つてこの制度に関するものとしては私は心配ない、かように申し上げたわけでありまして。

○立花委員 根本的な制度だから、なおさら私は問題にしておきたいと思ふ。平衡交付金が十分に与えられ、一般財源が地方のあらゆる事業をまかなうに足るだけのものが与えられておりますならば、こ

ういう一般的な基本的なものをおつくりになつてもいいのですが、やはりそれが非常に資金の面でも不足している。しかも逆に地方の税金は門司君がさつき言つておりましたように、牛や豚、果樹にまで税金をど

ろんかかけて苛斂誅求をやつておる。そういう情勢の中で、こ

今言いましたように、道路税というよ
うな、今回の法案では特別に国が負担
しなければいけないというような原則

を立てようとしておる種類の税金なん
です。そういうふうな大きな問題にな
つておるものを、何ら具体的に知つても
いないし検討もしていない、具体的に
意見もここに出せないというに至つて

は、私は地方財政委員会としては遺憾は
やないか、問題はやはり発生の過程に
おいて見なければいけないので、向う
から出して参りました申請書だけを見
るのは、これは最後の手段であり、そ
れだけによつて決定するのは下の下の

手段じやないかと思ひますので、その点なぜこの重大なる道路税の問題を地方財政委員会として関心を持つて成行きを調査されていけないのか。これは全国的にも重大な問題で、今後この道路

税が各県で県議会を通りまして、どんな道路税がとれるとなつて参りますと、これは全国民の大問題です。特に道路の問題は、最近国としても何か異常な努力を払われておりまして、道路

関係の法案はこの議会にもたくさん出て来ておりますが、その道路関係の費用がこういう形で県民の負担になって来る。それも石川県を前例といたしまして全国的に波及するおそれがある。

体的に地方財政委員会は、この問題を真剣に調査されていないのか、これをひとつ承つておきたい。

○奥野政府委員 具体的な意見として、この前かたがたり申し上ずてい

るつもりであります。全国的に波及するとか波及しないとかいふことをおつしやつてゐるわけでありませうけれども、今日国民経済が必ずしも十分でござ

さいませんだけに、地方財政もその運営に困難していることは事実であります。しかしながら国民所得と見合いますと必要な財源を与え、ある程度その範囲内において地方団体も運営するようにならなければならぬ、ということも当然であると思ふのであります。ただこの程度が適当であるかどうかという点につきましては、いろいろ見解の相違もあると思ふのであります。昭和二十七年年度に關しましては、この程度でやつてもらわなければならぬ、というふうな考へておられるわけでありまして、しかしながら將來また新たな財政需要が起りまして、それに必要な措置として財源をふやさなければならぬ、という問題が起れば、これはまた格別の問題だと思ふのであります。ただ石川県における法定外普通税の設定の問題につきましては、もとより賛否両論はあると思ふ以上、しかし自治を認めておられる以上、また現行地方税法を改正いたしません以上、あの条文に従つて地方財政委員会は行政処分をしなければならぬ、というふうな考へておられるわけでありまして、それ以上には干渉したるやうな行為に出ることは、穩当ではないと思ふのであります。現在石川県がいろいろと時々話に參つておられます点におきましては、別段特に中央において干渉を加えなければならぬやうなことはない、というふうな考へておられるわけでありまして、石川県議會はやはり石川県民を代表して、得ないやうな考へ方に立たざるを得ないやうな考へておられるわけであり

○立花委員 私は地方自治庁に直接石

川県の方に干渉してくれとは申してありませんので、現在の地方税法あるいはその他の関係法令の建前から申して、そういう事態が起ることについては、どういふ意見を持つておられるか、またそういう重大な問題に対して、自治庁としてはどれだけの用意と調査をされておられるかということをお尋ねしておるので、もちろん地方自治庁が石川県の問題について直接的に干渉してくれ、というやうなことは、私は申しておりません。直接干渉すべきでないことは、聞くまでもなく明白なことなんです。しかし自治庁、地方財政委員会としては、この問題に対する基本的な見解としては、こうだ、というものがなければならぬと思ふ。それを私はお伺いして、道路税といふやうなものを法定外普通税として認めること自体にも問題が起ります。現在の地方財政の困難から申しまして、こういうものがひとつの県で許されず、全国的にどういふ影響を与えるか、という点も、当然地方財政委員会としては検討されなければならぬ。これは鳥取県の教育税の場合でも同じですが、鳥取県でひとつだけ教育税がとられたという点になりますと、全国的に大きな波及力を持つことになるやうな思ふので、すなわち、こういう動きに対して自治庁としては、どういふ見解を持つておられるか、という点は明白にしておいた方がいい、この地方税法の立案者として、あるいは地方税法の施行者として、これはやはり仕事の上の怠慢であるといわざるを得ないと思ふ。私が奥野君に聞いておられるのは、直接干渉するか、しないか、ということをお尋ねしておりますので、自治庁、地方財

政委員会の根本的な考へ方、見通しはどうか、ということをお尋ねしておる。これはまたあとで答弁をいたしたいと思ふのであります。それから岡野さんにちよつとお聞きしたいのですが、私も地方財政法あるいは平衡交付金法、税法を今審議中なんです、これはやはり、さいせんちよつと述べました地方財政委員会の廃止の問題と、非常に大きくつながつておられるやないか。地方財政委員会は、地方財政に關する基本的な機關であつて、特にその重要性が認められてつくられたものなのですが、これを廃止する、ということは、やはり政府の方針の中に大きな変革があるのやないか。地方財政に關して政府の方針がどういふふうにかわつたか、この根本的な見解を承ることは、こういう三つの法案を審議する上にとりまして、まことに重大な關連が起りますので、なぜ地方財政委員会を廃止されるのか、どういふ考へ方から地方財政委員会を廃止されるのか、地方財政の問題に關して、政府としてはどういふ考へ方があるのか、おそれ、廃止するのには、これは何れも基本的な考へ方に変化があるのではなくて、ただ事務の整理のためにやるのだ、というやうな御答弁があるかもしれないが、それにしてはあまりに重大な問題なので、考へ方にかわりがないとすれば、地方財政委員会を廃止する理由はまづたくないて、私は思ふのですが、どういふ理由で地方財政委員会を廃止され、どういふ基本的な考へ方の変化が地方財政委員会に対する考への中に生じて来たか、これをひとつ承りたい。

○岡野國務大臣 お答えします。地方財政委員会を廃止するか、しないか、ということとは、まだ未定の問題でございますから、それに対する政府の方針を今申し上げる段階ではないと思ひます。

○立花委員 これは確かに問題になつておりました、新聞紙上でもありますが、廃止するといふ方針は、政府の見解として出ておつたわけなんです。少くともこれは問題になつてゐるのは當然なことで、これは大臣としてはどういふ考へを持つておられるか、これは大臣のお考へであるか、他の方面の見解であるか、少くとも大臣としては、この問題について、廃止するのが可と考へておられるか、あるいは不可と考へておられるか、あるいは岡野國務大臣は從來でも、地方財政平衡交付金制度については根本的な修正を要する、地方財政平衡交付金自体が地方財政の確立の障害になつてゐるとまで言われたことがありますが、相当つ込んだ改革意見をお持ちだと思ふのですが、そういうものとどう關連するの、地方財政委員会の廃止によつて、何を岡野大臣は考へておられるのか、やはり問題が非常に深刻です、地方の財政に及ぼす影響が大きいのですから、率直にお答えを願ひたいと思ふ。

○岡野國務大臣 未定の問題について意見は申し上げるわけに参りません。

○立花委員 未定の問題だとおつしやられますが、これはすでに私もこの法案を審議いたしておりますので、そういううわさがあります以上は、どうして聞かしていただくかと思ふのですが、未定の問題でも、岡野大臣の意見が発表されないことはありませぬので、これは他日でもよいですか、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

それから十二条の中に、警察予備隊、海上保安庁が特に加えられてゐるのですが、警察予備隊の募集の費用の問題につきましては、きのう多少聞きましたが、海上保安庁に要する経費は一体どういふものなのか。警察予備隊と同様に、やはり海上保安庁の募集についても地方自治体が事務を行うのか、これは具体的にどういふものかを予想して、十二条に警察予備隊と並べて海上保安庁の経費を挿入されたのか、これをひとつ伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 海上保安庁に要する経費と申しますのは、國家機關としての海上保安庁に要する経費でありまして、海上保安庁の各種の警備上の艦艇でありとか、要員の募集でございますとか、そういうやうな關係の経費一切を包含しておるのであります。

○立花委員 警察予備隊の方は七月から着手する、その事務をやるといつておられますが、海上保安庁ではどういふ具体的な計画があるのかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 地方財政法が二十三年に制定せられ、爾後改正を経てありますが、海上保安庁と申しますのは、最近の改正後に設置せられました機構でございますので、新たに加えたわけでありまして、具体的に海上保安官の募集、そういうやうなことにつきましては、これはやはり当該所管の行政機關からお聞きを願ひたい。

○立花委員 これは具体的に何れも當面の仕事の見通しはないわけですか。

○鈴木(俊)政府委員　そうです。

○立花委員　それから、奥野君が専門だから、ちよつと聞いておきたいのですが、この間から問題にしております行政協定による地方税の免税の問題ですが、これは独立後ということがいわれておりますが、現在非常に大きな問題が起つておる場所があるわけで、これがやはり行政協定の形で、今後も継続されるのではないかと思います、これをひとつ具体的にあげますから、自治庁の考え方なり方針を聞かしていただきたい。河合良成がつくつております相模原工業株式会社ですが、ここが一文も固定資産税を地元相模原町に入れていない、地方の自治体もこれをとりに行こうとしない。これをとつていいのかわからない。そうして工場なんかに行つて見ますと、旋盤から工具にまでUSAという判が押されておりました、これはアメリカのものなんだから税金を払わなくてもいいのだ。建物にまで判を押してあるかどうか知りませんが、非常に巧妙な脱税の方法がとられておりました、自治体としては非常に困る。おそらく五千万円ばかりの固定資産税が入るべきものが入っていない。何とかこれをとれるようにして地元の負担を軽減してくれと言つて参つておりますが、こういう事態を調査なさつたかどうか、またこういう事態を調査なさる意思があるかどうか、またこういう事態があつていいのかわるか。日本人がつくつております日本の株式会社、アメリカの判を固定資産に押しつけて、それで税金を納めないというような事態があつていいのかわるか。五千万円と申しますと、自治体の死活に關する重大な

影響を与える金額でございまして、これはまことに問題だと思つております。しかもこういう工場は全国にはたくさんありますし、行政協定によりまして、こういうものが今後どしどし地方税の免税を受けることになるのですが、現在起つておりますこういう問題を、具体的に解決しないと私も明白にならなかつたと思つております。この現実の問題をどういうふうにお考えになつておるか。

○奥野政府委員　固定資産税を課することのできない範囲は、地方税法で明確に規定されているわけでありまして、しかしながらそれを越えまして公益上の必要があります場合には、当該地方団体の条例に基きまして、減免の範囲を拡張することがあります。これらのいづれの範囲にも入つていないものに對しまして、固定資産税を課してないといふれば、それはもとより怠慢であり、これはとがめて行かなければならぬと思つております。しかし御指摘の問題は、私今想像するのでありますけれども、国の所有する固定資産になつておるのじやないかと思つております。そうであれば、さきの改正になりまして使用者に課税する条文も削除いたして参りました以上、法定外普通税を設けなければ固定資産税を課することは地方税法上できない、こういうことになるのだらうと思つております。これらの事情につきまして、もし当該地方団体に疑問がありました場合には、当該地方団体から事情を具して意見を求められました場合は、十分調査いたしましてすみやかに意見を伝え、適当な指導を行わなければならぬと思つております。

○立花委員　地方団体は実はもう萎縮してしまつておりました、問題になし

得ない状態なんです。五千万円とれるものを一文もつていないのです。非常に萎縮して参りまして、問題にすらなし得ない。しかも工場へ参りますと、USAの判を押して参りまして、これは進駐軍のものだから、手を煩れることができないとおどし上げられて税金もつていない。私はそこに非常に大きな権力が動いておつて、そういう結果が起つておるのじやないかと思つております。あなたの言われるように、おそらく国有財産にはなつていないと思つております。この間つづられまして河合良成氏の会社なんです、明らかにこれは国有財産ではないと思つて、あなたのお言葉によりますと、市町村から申請がないと、何ともいたされないと、いふようなお考えのようですが、この問題は非常に重大なもので、やはりこういう問題がある以上は、出かけて行かれて、あるいはお呼びになつて、はつきり調査なさるのが適當ではないか。さつき言いましたように、もう目の前にあります工場へ行つてそれを調べることすら、自治体はなし得ない状態でありまして、出て参りまして自治庁や地方財政委員会の門をくぐるということは、おそらくなし得ないと思つております。私も調査いたしたいと思つておりますが、自治庁としても問題が非常に重大であり、特に行政協定とからみ合ひまして、影響するところが大いなのでありますから、即刻調査していただきたいと思つておりますが、これはどういふふうにお考えになつておるか承りたいと思つております。

○奥野政府委員　相模原にある工場だと伺いますと、昔航空隊のあつたところでありまして、あるいは国有では

ないかと思つております。しかしながらいづれにいたしましても、きよう初めて立花さんから伺つた問題でありますので、国有であるか国有でないかという事実を、明らかに教えていただきますならば善処したいと思つております。

○立花委員　国有という場合には、一体どういふ形で国有になつておると想像されておるか。村民の申しますには、工場へ行きますと、さつきから言つておりますように、アメリカの判が押してあるのだから、これは税金はとれないのだと言われておるのです。国有だからとれないのだといふふうには、村民は理解してないわけですね。有であるといふれば一体どういふ形で国有になつておるか。これはさきいせん申しましたように、ごく最近株式会社として河合良成氏がおつくりになつた相模原工業所なんです。これは国有財産ではないと思つておるが、どういふ観点から、どういふ方法で国有になつておるとお考えになつておるか、聞かしていただきたいと思つております。

○奥野政府委員　課税の問題は法律の定めるところによつて行ふべきだと思つておるものであります。国有物件であれば課税できない。そうでなければ占領軍が使用しておるものであります。所有権に対して固定資産税を課して行くことができるわけでありまして、従つてそれらの事実によつて運営を行いたいて考えております。

○立花委員　今の言葉の中に占領軍の所有のものであつても、使用者に固定資産税を課することができるといふ言葉があつたと思つておるが、さうですか。

○奥野政府委員　私は占領軍の所有と

いうことは申し上げません。地方税法に規定しております以外の、地方税法の課税を禁止しております以外の者が所有しております場合には、従つて課税して行くことができる、かよう申し上げておるわけですね。

○立花委員　具体的なものを調べてからという意見も委員から出ておりますので、さきいせん奥野君から言われました国有かどうかというのを調査いたしまして、そちらへ知らせますから、自治庁の方でもこれはすぐ御調査願いたいと思つておるが、さようはからつていただけるかどうか。

○奥野政府委員　もし適當でないような事情がありましたらば善処いたします。ただ先ほど来たたび／＼申し上げておりますように、国に對して固定資産税を課さない、また法律上の納税義務者がかりに占領軍になるといたした場合に、所有者が占領軍である場合、占領軍に對しまして地方税法が適用されないことも、これも占領軍下においてやむを得ないだらうと考えます。それ以外の面につきましては、これは特に課税を怠つておるような問題がありまして、適当な指導を加えて参りたいと思つております。

○立花委員　向うではUSAの判を押して、これは占領軍のものだから、税金を課されないと言つておるのです。それじやあなたはそれを肯定なさるのですか。占領軍の判を押してあつて、占領軍のものだからと言つておるのです。さうして工場をつくつて、どんな生産をして利潤を上げておるといふ場合でも、判を押してあつて占領軍のものだからということになれば、こ

これは税金は課さないのですか。

○奥野政府委員 事実を調べてお教え
いただきます。ならば、よく研究いた
したいと思ひます。

○門司委員 ちよつと聞いておきたい
と思ふことがあるのです。この中の国
の負担と地方の負担との負担区分の問
題ですが、「全部又は一部」と書いて
ありますが、これの算定の基礎をどう
お考えになつておられますか。よく二
分の一とか三分の一とか法律できめら
れておられます、それだけでもつても
地方公共団体はやつて行けないと思
う。どうしてもそれ以上の追加がある
ことになつて来る。従つてこれはきめ
方が非常にむづかしいと思ふのです。
たとへば税法にありますが、な言葉
を使つて、適正なそのときの時価とい
うふうにきめられれば、これはある程
度カバーされると思ひますけれども、
ただ一定の国の基準だけでは、地方の
負担の方がどうしても多くなり、ち
で、地方の財政はそのためにかなり困
つてゐると思ふ。この点は法律をつく
られるときはどういうおつもりであつ
たのか。

もう一つ委員長にお願いしておきた
いことは、例の公立病院の払下げの問
題が大蔵委員会に出ていると思ひます
が、これは地方の公共団体に、かなり
大きな影響を持つものでありまして、
無償で払い下げるといたしまして、
その維持、管理その他で地方の団体
で、かなり迷惑をする団体が出て来る
と思ふ。従つてこの審議にあつては、
われわれも多少意見を持つておりま
すので、できれば大蔵省関係の人を
呼んでいただきます、話を聞いてお
きたいと思ひますし、なおできま

すれば、連合審査会に持つて行つてい
ただけはつこうだと思ひます。それ
をひとつおとりはからいをお願いいた
し思ひます。

○金光委員長 理事会にお諮りいたし
まして、適當にはからいます。

○岡野國務大臣 国が全部負担する
一部負担するかどうかという問題は、国と地
方公共団体の利害の差というものを基
準にしましてきめたい。これは将来こ
れをきめるとき場合に、相当むづかしい
問題になるかと思ひますけれども、根
本原則としては、国がやらなけれ
ばならぬというパーセンテージと、そ
れから地方がそれに対してある程度の
利害を受けるというパーセンテージ
と、それからまた国の負担力、地方の
負担力というふうないろいろのことを
想像してやらなければならぬと思ひま
す。災害のときにもいろいろ問題があ
りましたが、相當にむづかしい問題で
あろうと思ひます。その方針について
は、ただいま申し上げました利害を中
心にして、その間の基準をきめて行
きたい、こう考えております。

○金光委員長 それでは地方財政平衡
交付金法の一部を改正する法律案につ
きまして、逐条説明を聞きます。奥野
政府委員。

○奥野政府委員 やはり新旧対照表に
基きまして説明させていただきますと
思ひます。

第二条の改正は、条文が多少動きま
した関係で込み入つておりますのと、
第六号で「交付金を普通交付金」に改
めておりますのは、現行法では特別交
付金を二十五年と二十六年度の暫定
措置として規定いたしておりました関
係上、普通交付金という言葉がなかつ

たわけであります。しかしながらここ
に規定しておりますのは、普通交付
金の性格のものでありますので、特別
交付金と普通交付金の二種類にわけま
する観点から、このように改めたわけ
であります。七号の単位費用の経費を
若干詳しくいたしておりますが、本
質的には何ら従来の考え方に関連を加
えたものではないのであります。他の
条文の中に規定しております言葉
を、便宜この中へ合せて規定すること
にしたわけでありまして、すなわち「道
府県又は市町村ごとに、標準的条件を
備えた地方団体が合理的、且つ、妥當
な水準において地方行政を行う場合又
は標準的な施設を維持する場合に要す
る経費を基準とし、補助金、負担金、
手数料、使用料、分担金、地方債その
他これらに類する収入及び地方税の収
入のうち基準財政収入額に相当するも
の以外のものを財源とすべき部分を除
いて算定した各測定単位の単位当りの
費用（当該測定単位の数値につき第十
三条第一項の規定の適用があるものに
ついては、当該規定を適用した後の測
定単位の単位当りの費用）」で、普通交
付金の算定に用いる地方行政の種別ご
との経費の額を決定するために、測定
単位の数値に乘すべきものをいう。」そ
の趣旨は基準財政需要額に計算いたし
まするものは、大体地方税の標準税率
で計算いたしましたものの七割に相当
する財源、これと平衡交付金の普通交
付金との合計額で維持されるような種
別の部分だけを測定するのだという趣
旨が織り込まれておるわけでありま
す。もう一つ括弧の中に書いてありま
すものは、たとえば高等学校の単位
費用は高等学校の生徒測定単位にして

おるわけでありまして、しかし普通科の
課程でありますとか、あるいは工業科
の課程でありますとか農業科の課程と
かによつて、生徒一当りの経費の所
要額は違つておるわけでありまして、普通科の
課程の経費を一ついたしました場合に
は、農業科や工業科の課程の経費は、
それより多くなつて来るわけでありま
す。ここでは普通科の課程の生徒の一
人当りの経費を基礎にして単位費用を
定めておきますので、従つて農業科と
か工業科の生徒の人数は、普通科の課
程に経費の面から見ました計算で引直
しまして数値を出す、それで所要額を
除することによつて、単位費用を算定
するのだという趣旨をうたつておるわ
けであります。なお単位費用のこまか
い計算の仕方は、単位費用の額を法定
しまする条文のところで御説明いたし
たいと思ひます。

第三条の第五項を新しく加えたわけ
でございますが、「地方団体は、その行
政について、合理的、且つ、妥當な水準
を維持するように努め、少くとも法律
又はこれに基く政令により義務づけら
れた規模と内容を備えるようにしな
ければならない」とかく国におきまし
ては、ひもつきの補助金、負担金の額
を交付することによつて、国が期待す
るような行政を行わしたいような希望
が強いのですけれども、そのようなや
り方におきましては、とかく官僚統制
の弊が加つて参りますので、地方団
体に対しては国が要請したい場合に
は、よろしく法律の規定に基いて行つ
ておる、こういうふうな考え方を
とつておるわけでありまして、半面に、
要請されたものはなるだけこれにこた
えるようにして行かなければならない

という規定を設けておきまして、もし
これらの期待にこたえないような場合
には、どうするかという措置を、あと
の条文でうたつておるわけでありま
す。

第四条で三号に第十五条、第十九条、
第二十条の二というふうなものを加え
ておきますが、第十五条は特別交付金
を加えた関係であります。また第二
十条の二は、国が要請する仕事を行
わなかつた場合に關しまする規定であ
ります。こういうふうな規定に基きま
して変更、減額、返還の場合が生ずる
ことをうたつておるわけでございます
す。第五号に異議の申立ての問題につ
きまして、第二十条の二の場合を含め
るようになつておられますが、これも
国が要請するものを行わなかつた場合
の制裁的な規定に對しまする異議の申
立てをも、この中に規定しようとして
いるわけでありまして。

第五条は、地方団体側が資料を提供
する場合に、特別交付金というものが
新しく加つたので、特別交付金の
額を算定する資料も提出しなければ
ならないということを書こうとしてい
るわけでありまして、二項も同じ趣旨で
あります。五項の改正は、若干言葉の
使い方を改めているだけのことであり
ます。

第六条で「交付金の種類は、普通交
付金及び特別交付金とする。」というこ
とにいたしました、特別交付金の制度
を恒久的の制度といたしたいと考えるわ
けであります。第三項で「毎年度分と
して交付すべき特別交付金の総額は、
普通交付金の総額の九十二分の八に相
当する額とする。」というふうに規定い
たしております。この趣旨は、交付金

総額を基礎として考えました場合には、特別交付金の総額は交付金総額の百分の八とするということであり、基礎を普通交付金に置きました関係上、九十二分の八とするような煩わしい書き方をしたのでありまして、言いかえれば、交付金総額を普通交付金に九十二分、特別交付金に八分を持つて行くということになるわけでありま

す。次に第十条は、従来規定しておりました交付金は普通交付金の趣旨だということ、言葉は修正するだけのことであります。

第十二条は、若干測定単位のとおり方をかえまして、新たに単位費用を法定としましたところ、改正の主眼があるわけでありまして、測定単位をかえしたのは、衛生費のところ、食品関係営業業者数を使っておりましたのを、その部分の財政需要がきわめて少ないものでありますから、特に取立てて採用しなればならないほどのものでありませんのでこれはやめました。反面、労働費の点につきましては、新たに失業者数を加えまして、失業救済対策事業等に要する財源が円滑に確保できるようにいたしたいと考えたのであります。また産業経済費の林野行政費におきましては、民有林野の面積だけにいたしておりましたが、従業者数をやめておりましたが、従業者数だけでは必ずしも林野行政を的確に把握できない。林野行政に携わります従業者の中には、たとえばきのこの栽培等に従事する者がありまして、あまり行政費に課さないような面も多いからであります。また警察消防費につきまして、従来警察吏員数を使っておりましたのを

人口を使うようにしたいと考えております。それは従来でありましたならば、警察吏員の定数は国において政令で定められておつたのであります。が、地方団体の任意になりましたので、任意に定める吏員数を基礎とすることは懸念を欠きますので、客観的な人口を基礎とすることとしたのであります。消防費につきましては、従来家屋の床面積を使っておりましたのを人口を基礎にすることに改めたいと考えております。その趣旨は、戦災地等におきましてはベラック建で人口一人当りの家屋面積が少いのでありますけれども、消防費はかえつて多くを要するといふようなことがありまして、均衡を欠く点が考えられますので、人口に改めようとしておるわけでありまして、おもなものは大体その程度であります。単位費用をどうやって計算したかという点につきましては、一例を引いて御説明申し上げておきたいと思ひます。お手元に「各行政項目別単位費用算定基礎」という二百ページ内外の印刷物をお配りいたしておりますが、そのうちの六十五ページをあげていただきたいと思ひます。衛生費に例をとつて説明させていただきます。その六十五ページは道府県の衛生費の測定単位は人口ということになつておりますが、どういふふうな行政事務に要する経費を、この部分で測定しているかということでありまして、左の端の細目のわきに細部、行政事務内容、根拠法令とうたつてあるわけでありま

す。法定伝染病予防費、精神衛生所費、結核予防費、食品衛生費等のものがあるわけでありまして、これはさらに次のページに入りまして、六十七ページに一定の標準団体を仮定いたしました。所要の経費がどれだけあるかというのを計算するわけでありまして、それでは標準団体行政規模をどういふところに求めているかといふことであります。たとえば法定伝染病予防費でありましたならば、伝染病予防の関係で二級の職員が標準団体行政規模では三人いる。全国行政規模では百三十八人、従つて平均をとれば三人になるんだ、こういう趣旨でありまして、それからたとえば三番目の結核予防費になりますと、予防職員数は五人である、結核患者数は二万二千九百人、レントゲン自動車は一台有してある、こういうふうな関係になるわけでありまして、五番目の性病予防費になりますと、性病病院診療所費として、性病病院診療所数のうち病院は一つある、併設されているものは十四ある、こういうふうな規模を想定いたして出て参つておるわけでありまして、さらに裏へ参りまして六十八ページの七番目の医師病院診療所取締費になつて参りますと、標準団体では病院の数が七十四、診療所費が九百七十四、歯科診療所費が三百二十五、あんま、はりきゆう一千七百三十五人、こういうふうなものを想定いたしまして、所要の経費を算定いたして参つております。

次に六十九ページに行きまして三として経費細目細部別職員配置表といふものを掲げております。これらの衛生行政を行うために、どのような職員がどのように配置されておるかといふことを書いてあるわけでありまして、法定伝染病は二級が四人、三級が七人、雇用人が三人、計十四人の職員を要する

と算定してあるわけでありまして、それがつつと七十ページに至りまして、所要の職員を想定いたして参ります。次に七十一ページに参りまして、このような仮定のもとに単位費用が幾らかかるかといふことをきめておるわけでありまして、まず法定伝染病予防費の中で、消費的な経費では総額が二千六十万二千二百一円、これらの財源としては国庫支出金が百七十七万九千円、雑収入が二万六千九百円、これらのものを差引きまして、一般財源としては千八百八十万五千五百二円必要とする半面に、投資的な経費として五十四万円いる、これらには特定財源がないわけだから、五十四万円をそのままプラスする、こういうふうになつて参ります。最後の七十五ページのところに計の金額が出ております。七十五ページの右の端の数字を見ていただきますと、一億一千二百二十九万二千六百九十七円となつております。標準団体の測定単位の数値、これは百七十七万九千九百七十四円と算定いたしております。この一億一千二百二十九万二千六百九十七円を百七十八万人で割るのであります。そういたしますと一番下の単位費用の欄に六十六円となつて出て来るわけでありまして、これが単位費用として法定したいというわけでありまして、これらの基礎は今申し上げましたような標準団体の行政規模を想定し、また標準団体における職員の配置を想定するといふようなところから、これらの金額が算定されて来るわけでありま

す。ここに消費的経費と投資的経費と二つに分けてあります。消費的経費といふものは、職員の給料あるいは薪炭代であるとか、毎年繰返される経費であります。これに對しまして投資的経費と申しますのは、病院を一旦つくりますと、三十年間はその病院を使つて行けるわけでありまして、こういうふうな毎年繰返されない臨時的な経費につきましては、再取得額を計算いたします。それではたとえば病院などでありましたならば、三十年間使ひまして最後にそれでは価値はゼロになるかといふと、古材の価格として一部程度のもものは残存価値としてあるだろうと思ふのであります。従つて残存価値を控除いたしましたものを、耐用年数三十年間といたしますならば、三十年間で除しましたものを毎年の経費として算入して行く、こういうふうな考え方をいふわけでありまして、これらの計算の基礎にいたしました単価は、何を使つていふかといふと、これもすでにお手元に「地方財政平衡交付金法改正関係参考資料(第一集)」というものを配りしておきます。その中にこれらの単価を人件費であれば幾らに見るか、建築費であれば幾らに見るかといふような基礎をお示ししておりますので、それで御了解を願つておきたいと思ひております。

次に条文にもどりまして、ただいま申し上げておりました条文の第十二条の第三項であります。地方行政に係る制度の改正その他特別の事由に因つて第一項の単位費用を変更する必要がある場合には、規則で特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。現に住民登録法が問題になつております。

この住民登録の仕事を七月から実施した方がいいか、あるいは延ばした方がいいかということにつきましては、いろいろ議論があるようであります。しかしまだきまつていないものを最初から予定してかかるわけに参りませんので、もしこれらの法律が成立いたしましたして、七月から現実適用されるようになりまして場合には、これらの経費を基準財政収入額に繰り込んで行かなければならないことになるわけであります。そういう場合には国会閉会中でありました場合には、法律改正の手続をとることができませんので、さしあたり地方財政委員会規則できめておく、しかし次の国会で法律を改正する手続をとろうというようにいたしたいわけであります。なお二項のところでは測定単位の数値の算定方法は規則で定めることになっておりましたのを、法律で定めることに改めたいというところであります。

第十三条は、前段の測定單位の數値は、「面積、高等学校の生徒數、道府県税又は市町村税の税額その他の測定單位で、そのうちに種別があり、且つ、その種別ごとに單位當りの費用に差があるものについては、この法律で定める方法により、その種別ごとの單位當りの費用の差に應じ当該測定單位の數値を補正することができる。」ということにいたしております。これは従来の五号に記載されておりましたものを、別途第一項に記載することにいたしましたわけであります。先ほどの高等学校の生徒數をとりましても、普通科の課程であるか、農業科や工業科の課程であるかということによつて、生徒一人當りの經費には差が生じますので、

そういう場合にはその差によつて補正するんだということをうたつておるわけでありまして。二項は従来からありました補正の事項でありまして、ただ二号の中で人口密度だけにしておりましたのを、同じような種類を例示として掲げることに改正してあるのであります。「人口密度、自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数、納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するもの」というようなこと、補正の事由にいたしたいと考えておるわけでございます。

申し上げましたように、あの単位費用の定員のところで規定することにしたことには、関係から、この場所では割ることになったところでありまして、第十五条を第十四条にいたしました。『基準財政収入額は、規則で定める方法と書いてあります部分』を「この法

準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、規則で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。」というふうに、特別交付金を計算する基礎を明らかにしておこうとするわけであります。二項もこれらを「二月末日までに決定しなければならぬ。」というようにいたしますとともに、三項でこれらの額を決定、変更したときには、当該地方団体に対する通知の義務を地方財政委員会に課しているわけであります。

十六条は、交付の時期を若干早め、すために改正をいたしたわけでありませう。それともう一つは、道府県と市町村への交付の時期を違えておつたのでありますけれども、事務をなるとだけ簡素にするという意味で、道府県と市町村には同じ時期に交付金を交付しようとしたのであつたのであります。

第十七条の二には国税に関する書類の閲覧または記録に関する規定を挿入しておるわけであります。市町村の基準財政収入額を測定いたします際に、府県知事が国の税務機関につきまして、市町村の課税の基礎となりますような所得税の税額等を調査する必要がありますので、この種の規定を挿入したわけであります。

十八条は、十五条の第三項を挿入しておりますが、特別交付金に関する制度を新たに恒久化したしましたので、その部分を加えていただけであります。

十九条は「交付金」を「普通交付金」と改めていますのと、三項に「当該事業を発見した年度若しくはその翌年度

において当該地方団体に交付すべき交付金の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付金の額をこえるときはこれを減額し、又は返還させなければならぬ。」というふうな、減額または返還の時期を明確にいたしますために、若干の修正を施そうとしておるわけであります。

第二十條は特別交付金の制度を十五條に書いた関係から挿入しようとするだけであります。

第二十條の二は關係行政機關の勧告等に関する規定でありまして、一項は「關係行政機關は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に對し、これを備へるべき旨の勧告をすることが出来る。」

補助金を交付しないでも、国会の議決を経た法律さえ設けるならば、国の要請する行政は地方団体に勧告をして行くことができるのだというふうなことにいたしましたと同時に、二項ではこれ「勧告をしようとする場合において、あらかじめ委員会に通知しなければならぬ。」とし、三項で地方団体が勧告に従いません場合には、関係行政機関は委員会に対して交付金の減額、返還を請求することができるものとしていのであります。四項で委員会は、この請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付金の減額、返還等の措置

置をとらなければならぬことを規定しているものであります。もとよりこれらによりまして減額、返還させまする額というものは、第五項で「当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備へることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。」としておるわけであります。減額、返還の最高額を不用となるべき額に押えているわけであります。

第二十条の三では、減額しました額は、当該年度の特別交付金の総額に算入することに規定いたしておるわけであります。附則では不要となりました従来条項を削除いたしておりますだけでありますので、説明は省略いたします。

なおこの法律の附則の二項におきまして、社会福祉費につきましては、人口だけで測定いたしませんで、当分の間は児童福祉施設入所者数と生活保護法の規定に基く被生活保護者数を加えて行きたいと考えております。これらにつきましては人口だけで測定することとも懸当でない面もありますし、なおさらにどのような測定単位を、今たたちに使用することが適当であるかということにつきましても結論を得ませんので、さしあたりは従来通りこれらを当分の間測定単位に使つて行きたいと考へておるわけであります。衛生費につきましても、保健所数を昭和二十七年に限り測定単位にいたしたいと思つております。保健所はまだ整備の段階にありませんので、二十七年だけは現実保健所を測定単位に使いますことにしまして、整備の促進をはかりたいと思つております。

い。地方財政平衡交付金の本来の趣旨から反するかもしれないけれども、さしあたり年度だけはなお整備の状況に応じて財源の配分を考える、そういうことによつて整備の促進を期するというふうな考え方をとらうとしておるわけであります。

なお附則の三項で「改正後の地方財政平衡交付金法第十二条第二項、第十三条及び第十四条第一項中「この法律」とあるのは、昭和二十七年及び昭和二十八年年度に限り、「規則」と読み替えるものとする。」というのは測定単位の数値の算定方法、補正係数の算定方法それから基準財政収入額の算定方法の三つも、今までは地方財政委員会規則で定めればよかつたものを、法律で定めようとしておるわけでありますが、しかしながら今ただちに法律で定めるような段階に立ち至つていませんので、二十七年と二十八年年度だけは規則で定めるようにしておきたい、しかしながら研究が進みました場合には、二十七年途中で全部法律で定めるような段階にまで持つて行きたいというように考へてゐるわけであります。

○金光委員長 本日はこれにて敢会いたします。

午後二時一分散会

昭和二十七年四月十四日印刷

昭和二十七年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所